

日本映像民俗学の会

会 則

一般社団法人「日本映像民俗学の会」会則

(1) 名 称

一般社団法人 日本映像民俗学の会
Japanese Ethnological Film Society

(2) 目 的

会は映像民俗学の確立、その理論と方法の研究、並びに会員相互の親睦を図る。

(3) 会 員

会の目的に賛同し、年会費3,500 円を前納する。

(4) 事 業

会の目的を達成するため、左の活動を行う。

- A 総会
- B 研究会
- C 会報の発行
- D 映像記録による共同研究
- E 民俗資料映像、講師派遣の斡旋
- F 会員による諸活動の支援
- G その他必要な事項

(5) 運 営

総会において運営委員10 名以内と会計監査2 名を選出する。
運営委員の互選により、会代表を選出する。
会は総会の決議を経て顧問を置くことができる。
運営委員と会計監査の任期は2 年間とする。但し、重任を妨げない。
日常の会務は事務局を構成して、これにあたる。
会則の変更は総会の決議による。

(6) 本 部・事 務 局

(一社) 日本映像民俗学の会 事務局
〒160-0022
東京都 新宿区新宿1-12-12 オスカカテリーナ3F
メール：info@jefs.org
電話：03-3352-2291 FAX：03-3352-2293